



知らずに流していませんか？

著作権手続きについてのご相談、承ります

お店のBGM、著作権手続きはお済みですか？



▶ **デジタル音楽プレーヤーなどの録音物を無許諾でBGM 使用することは法律で禁止されています**

市販・レンタルCDからCD-RやPC、デジタル音楽プレーヤーに複製した音源を使ってお店でBGMを流す場合は、“私的使用のための複製”の範囲を超えますので、複製することについて、著作権（JASRACなど著作権者）および著作隣接権（歌手やレコード会社など著作隣接権者）の利用許諾が必要となります。無断複製した録音物を業務用BGMとして使用することは違法行為となりますので、くれぐれもご注意ください。

無許諾での録音物によるBGM



▶ **市販CDをBGM 使用する場合は著作権手続きと著作権使用料の支払いが必要です**

お店でBGMを流す場合、市販CDなど複製に係る著作権・著作隣接権の手続きが済んだ音源をご用意いただいた場合でも、その音源をBGM利用（店内で流す）することについて、JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）へ著作権手続き・所定の著作権使用料の支払いをしなければなりません。

手続き無しでの市販CDによるBGM



USEN♪なら安心してBGMをご利用いただけます。



▶ **USEN♪をご利用の場合は面倒な手続きや個別での支払いは一切不要です**

USEN♪をご利用の場合は、当社がお客様に代わってJASRACへ著作権手続き・所定の著作権使用料の支払いをしておりますので、面倒な手続きや支払いは一切不要です。



▶ **JASRAC**

JASRACでは利用許諾契約を締結している契約店であることを明示するため、お店の入口などに貼付する専用ステッカーを交付しています。USEN♪ご加入のお客様にも同様のステッカーが交付されますので、安心してBGMをご利用いただけます。

